

## セクション1：物質/混合物の識別およびその会社/事業

### 1.1. 製品識別子

製品形態 : 混合物  
製品名 : 69% RH

### 1.2. 関連する物質または混合物の特定された用途、および推奨されない用途

#### 1.2.1. 関連する特定された用途

物質/混合物の用途 : 湿度制御

#### 1.2.2. 以下の用途には使用しないでください。

追加情報なし

### 1.3. 安全データシートのサプライヤー詳細

#### 会社名

Boveda Inc.  
10237 Yellow Circle Drive  
Minnetonka, MN 55343 USA  
+1 952-745-2900  
[info@bovedainc.com](mailto:info@bovedainc.com)

### 1.4. 緊急連絡先

緊急時連絡先 : ChemTel LLC  
(800)255-3924 (北アメリカ)  
+1(813)248-0585 (インターナショナル)

## セクション2：危険有害性物質の特定

### 2.1. 物質または混合物の分類

#### 次の法令による分類 (EC) No.1272/2008

眼の刺激2 H319

H- および EUH-ステートメントの全文：セクション16参照

### 2.2. ラベル要素

#### 次の法令によるラベル付け (EC) No.1272/2008 [CLP]

ハザードピクトグラム (CLP) :



信号語 (CLP) :

警告

危険有害性情報 (CLP) :

H319 - 重篤な眼の炎症を引き起こす。

使用上の注意 (CLP) :

P102- 子供の手の届かないところの置いてください。

P264- 取り扱い後、手、前腕、顔をしっかりと洗う。

P280- 保護手袋/防護服/保護メガネ/顔面防護/聴覚保護

P305+P351+P338 -

眼に入った場合：数分程度、慎重に水で洗うこと。もしコンタクトレンズをはめている場合、できるだけコンタクトレンズを外すようにする。さらに目を洗うこと。

P337+P313 -

眼の炎症が続く場合：医師の診察を受けるようにしてください。

### 2.3. 他の危険有害性物質

分類に寄与しない他の危険有害性物質：暴露により、目、皮膚、呼吸器系の既存疾患を悪化させる可能性あり。

この物質/混合物は、REACH 附属書XIIIのPBT/vPvB基準を満たしません。

この物質/混合物は、内分泌攪乱化学物質に関して、REACH規制第59条(1)に基づき規定されたリストに存在する物質の0.1%より大きいもしくは同等の重量、またはCommission Delegated Regulation (EU) 2017/2100 もしくは Commission Regulation (EU) 2018/605 に規定された基準に基づき内分泌かく乱物質と識別されたものを含まない。

## セクション3：組成および成分情報

### 3.1. 物質

該当なし

# 69% RH

## 安全データシート

Regulation (EC) No. 1907/2006 (REACH)、その改定版Regulation (EU) 2020/878 に準拠する

### 3.2. 混合物

名前	製品識別子	%	次の法令による分類 (EC) No.1272/2008
塩化アンモニウム	(CAS-No.)12125-02-9 (EC-No.)235-186-4 (EC Index-No.)017-014-00-8	20,2	急性毒性4 (Oral), H302 眼の刺激2, H319

H- および EUH-ステートメントの全文：セクション16参照

## セクション4：応急処置

### 4.1. 応急処置の詳細

- 一般的な応急処置** : 意識のない人に口移しで物を与えないようにしてください。気分が悪くなったら、医師の診察を受けてください（可能であればラベルを見せるようにしてください。）
- 吸入してしまった場合の応急処置** : 症状が現れた場合：戸外に出て、該当エリアの換気を行うこと。呼吸困難が続く場合には、医師の指示に従ってください。
- 皮膚接触した場合の応急処置** : 汚染された衣類を取り除くこと。直ちに患部を最低15分以上水で洗う。炎症がひどくなったり、続く場合には、医師の指示に従ってください。
- 眼に接触した場合の応急処置** : 直ちに最低15分以上水で流す。もしコンタクトレンズをはめている場合、できるだけコンタクトレンズを外すようにする。さらに目を洗うこと。炎症がひどくなったり、続く場合には、医師の指示に従ってください。
- 経口摂取してしまった場合の応急処置** : 口をゆすぐ。嘔吐の誘発はしないでください。医師の指示に従ってください。

### 4.2. 急性および遅発性の重要な症状および影響

- 症状/影響** : 重篤な眼の炎症を引き起こす。
- 吸入してしまった場合の症状/影響** : 長期間にわたる暴露は炎症を起こす恐れあり。
- 皮膚接触した場合の症状/影響** : 長時間の暴露は皮膚の炎症を起こす恐れあり。
- 眼に接触した場合の症状/影響** : 接触した場合、赤みを伴う重度の炎症および結膜の腫れを引き起こす恐れあり。
- 経口摂取してしまった場合の症状/影響** : 経口摂取してしまった場合、副作用が起こるおそれあり。
- 慢性的症状** : 通常の使用で慢性的な症状が生じることはありません。

### 4.3. すぐに病院で診察を受ける、および特別な治療が必要な症状

暴露があった、または心配がある場合、医師の診察を受けてください。医師の診察を受ける際には、容器もしくはラベルを持っていくようにしてください。

## セクション5：火災時の措置

### 5.1. 消火剤

- 適切な消火剤** : ウォータースプレー、霧、二酸化炭素 (CO<sub>2</sub>)、耐アルコール泡、または粉末薬品
- 不適切な消火剤** : 重水流を使用しないこと。重水流の使用は、火災を広げる恐れがあります。

### 5.2. 物質および混合物から生じる特別な危険

- 火災危険** : 可燃性ではないが、高温では燃えるおそれあり。
- 爆発危険** : 製品は爆発性ではありません。
- 反応性** : 通常の状態では危険反応は起こりません。
- 危険性のある燃焼生成物** : 炭素酸化物および窒素酸化物。塩素

### 5.3. 消防士への伝達事項

- 火災予防策** : 化学物質による火災を消化する際は、よく注意して行うこと。
- 消化活動指示** : 火にさらされた容器を冷やす際は、ウォータースプレーもしくは霧水にて対応すること。
- 消火活動中の保護** : 呼吸器系保護具を含む適切な防護具なしに火災場所に立ち入らないこと。
- その他情報** : 火災は刺激のある、もしくは有毒なガスを発生させるおそれあり。

## セクション6：漏出時の措置

### 6.1. 個人、保護具、および緊急措置に関する注意事項

- 一般的な措置** : 皮膚、眼、着衣とのすべての接触を避けること。吸入を避ける（蒸気、霧、スプレー）。

# 69% RH

## 安全データシート

Regulation (EC) No. 1907/2006 (REACH)、その改定版Regulation (EU) 2020/878 に準拠する

### 6.1.1. 非緊急要員

- 防護具 : 適切な個人防護具 (PPE) を使用のこと。
- 緊急処置 : 不必要な人たちを避難させること。

### 6.1.2. 緊急要員

- 防護具 : 適切な防護具を着用して、掃除などを行うこと。
- 緊急処置 : 現場到着の際、第一対応者は、危険物の存在を予期して、自分自身および周囲の人々を防護、現場周辺の安全を確保し、状況が許せばすぐに訓練された人材の助けを求めること。現場の換気を行うこと。

### 6.2. 環境に対する注意事項

環境への不必要な放出は避けること。

### 6.3. 汚染および清掃のための方法と器具

- 汚染に対して : 堤防を築いたり、吸収力のあるものなどでそれ以上の漏出を防ぎ、下水や川などへの流出を防ぐこと。
- 清掃方法 : 不活性素材で漏出を吸収および/またはせき止め、適切な容器に入れる。漏出後は、所轄官庁に連絡すること。

### 6.4. 他のセクションの参照

セクション 8 : 暴露防止および個人保護措置、およびセクション13の廃棄上の注意

## セクション 7 : 取り扱い及び保管上の注意

### 7.1. 安全な取り扱いのための注意

- 安全な取り扱いのための注意 : 皮膚、眼、着衣との接触を避けること。飲食、喫煙、終業時には、刺激の少ない石鹼と水で手および暴露した部分を洗うようにすること。蒸気、霧、スプレーの吸入を避ける。
- 衛生対策 : 適切な産業衛生と安全対策に沿って取り扱いを行うこと。

### 7.2. 不適合性を含む安全な保管条件

- 技術的措置 : 該当する規則に準拠のこと。
- 保管条件 : 国家で定められた適切な保管クラスのシステムに準拠し保管のこと。使用していない時は容器を閉じておくこと。湿度の低い冷暗所に保存してください。直射日光、極度の高温や低温、配合禁忌の物質を避け保存すること。

配合禁忌の物質 : 強酸、強塩基、強酸化剤。

### 7.3. 特定の最終用途

湿度制御

## セクション 8 : 暴露防止および個人保護措置

### 8.1. パラメータコントロール

セクション8.1にある限界値情報の法的根拠に関しては、セクション16を参照のこと。ただし、定められた限界値を上げる国の法令または規定を含むものとする。

塩化アンモニウム (12125-02-9)		
ベルギー	OEL TWA (法的根拠 : 国王令 21/01/2020)	10 mg/m <sup>3</sup> (有害なガス)
ベルギー	OEL STEL (法的根拠 : 国王令 21/01/2020)	20 mg/m <sup>3</sup> (有害なガス)
ブルガリア	OEL TWA (法的根拠 : Reg. No. 13/10)	10 mg/m <sup>3</sup>
クロアチア	OEL TWA (法的根拠 : OG No. 91/2018)	10 mg/m <sup>3</sup>
クロアチア	OEL STEL (法的根拠 : OG No. 91/2018)	20 mg/m <sup>3</sup>
チェコ共和国	OEL TWA (法的根拠 : Reg. 41/2020)	5 mg/m <sup>3</sup> (有害なガス)
デンマーク	OEL TWA (法的根拠 : BEK No. 698 of 28/05/2020)	10 mg/m <sup>3</sup> (有害なガス)
フランス	OEL TWA (法的根拠 : INRS ED 984)	10 mg/m <sup>3</sup> (有害なガス)
ギリシャ	OEL TWA (法的根拠 : PWHSE)	10 mg/m <sup>3</sup> (有害なガス)
ギリシャ	OEL STEL (法的根拠 : PWHSE)	20 mg/m <sup>3</sup> (有害なガス)
アイルランド	OEL TWA (法的根拠 : 2020 COP)	10 mg/m <sup>3</sup> (有害なガス)
アイルランド	OEL STEL (法的根拠 : 2020 COP)	20 mg/m <sup>3</sup> (有害なガス)
USA ACGIH	OEL TWA (法的根拠 : IMDFN1)	10 mg/m <sup>3</sup> (有害なガス)
USA ACGIH	OEL STEL (法的根拠:IMDFN1)	20 mg/m <sup>3</sup> (有害なガス)
ラトヴィア	OEL TWA (法的根拠 : Reg. No. 325)	10 mg/m <sup>3</sup>
リトアニア	OEL TWA (法的根拠 : HN 23:2011)	10 mg/m <sup>3</sup>
ノルウェー	OEL TWA (法的根拠 : FOR-2020-04-06-695)	10 mg/m <sup>3</sup> (一般粉塵用マスクに対する限界値と同じ設定)

# 69% RH

## 安全データシート

Regulation (EC) No. 1907/2006 (REACH)、その改定版Regulation (EU) 2020/878 に準拠する

塩化アンモニウム (12125-02-9)		
ノルウェー	OEL STEL (法的根拠:FOR-2020-04-06-695)	20 mg/m <sup>3</sup> (一般粉塵用マスクに対する限界値と同じ設定)
ポーランド	OEL TWA (法的根拠 : Dz. U. 2020 Nr. 61)	10 mg/m <sup>3</sup> (蒸気分率および吸入可能画分)
ポーランド	OEL TWA (法的根拠 : Dz. U. 2020 Nr. 61)	20 mg/m <sup>3</sup> (蒸気分率および吸入可能画分)
ポルトガル	OEL TWA (法的根拠 : Portuguese Norm NP 1796:2014)	10 mg/m <sup>3</sup> (有害なガス)
ポルトガル	OEL STEL (法的根拠 : Portuguese Norm NP 1796:2014)	20 mg/m <sup>3</sup> (有害なガス)
ローマニア	OEL TWA (法的根拠 : Gov. Dec. No 1.218)	5 mg/m <sup>3</sup>
ローマニア	OEL STEL (法的根拠 : Gov. Dec. No 1.218)	10 mg/m <sup>3</sup>
スペイン	OEL TWA (法的根拠 : OELCAIS)	10 mg/m <sup>3</sup> (有害なガス)
スペイン	OEL STEL (法的根拠:OELCAIS)	20 mg/m <sup>3</sup> (有害なガス)
スイス	OEL TWA (法的根拠 : OLVSNAlF)	3 mg/m <sup>3</sup> (呼吸性粉塵)

## 8.2. 暴露防止

### 適切な工学制御

: 暴露可能性のある現場周のすぐ近くに、緊急用洗眼器および安全シャワーを設置すること。特に閉鎖空間において、十分な換気を行うこと。国/地域の規則を遵守すること。

### 個人防護具

: 手袋。安全眼鏡。個人防護具は、Regulation (EU) 2016/425、CEN規格に準拠して選択すること。また、防護具のサプライヤーと話し合って決めること。



### 物質と保護着

: 耐薬品性素材および生地。

### 手の防護

: 保護手袋。

### 眼の防護

: 耐薬品性安全ゴーグル、またはサイドシールドのある安全眼鏡。

### 皮膚と身体の防護

: 頻繁な皮膚との接触は避けること。必要に応じ、耐薬品性素材および生地を使用すること。

### 呼吸器系防護

: 暴露限度を超えた場合、もしくは刺激を感じた場合などは、認可された呼吸保護具を着用すること。不十分な換気により、空気中に酸素が不足している、または暴露レベルが不明の場合は、認可された呼吸保護具を着用すること。

### その他情報

: 使用の際は、飲食および喫煙をしないこと。

## セクション 9 : 物理的及び化学的性質

### 9.1. 基礎的な物理的及び化学的性質に関する情報

物理的状态	: 液体
色、外見	: 未確定
色 :	: 未確定
臭気	: 未確定
臭気限界	: データなし
pH	: 3,0 – 4,1
蒸発率	: データなし
融点	: 該当なし
凝固点	: 該当なし
沸点	: データなし
引火点	: データなし
自然発火温度	: 該当なし
分解温度	: データなし
可燃性 (固形、ガス)	: 該当なし
蒸気圧	: データなし
20°Cにおける相対蒸気密度	: データなし
相対密度	: データなし
溶解度	: 部分的に溶ける
分配係数 n-オクタノール/水	: データなし
粘度	: 2135 – 2245 cP
爆発性	: データなし

# 69% RH

## 安全データシート

Regulation (EC) No. 1907/2006 (REACH)、その改定版Regulation (EU) 2020/878 に準拠する

酸化特性	: データなし
爆発限界	: 該当なし
粒子のアスペクト比	: 該当なし
粒子集約状態	: 該当なし
粒子凝集状態	: 該当なし
粒子比表面積	: 該当なし
ちり粒子	: 該当なし

### 9.2. 他の情報

追加情報なし

## セクション 10 : 安定性と反応性

### 10.1. 反応性

通常の状態では危険反応は起こりません。

### 10.2. 化学的安定性

推奨される取り扱いおよび保管状態（セクション7参照のこと）で安定。

### 10.3. 危険反応の可能性

危険な重合は起こりません。

### 10.4. 回避条件

直射日光、極度の高温や低温、配合禁忌の物質

### 10.5. 配合禁忌の物質

強酸、強塩基、強酸化剤。

### 10.6. 危険な分解生成物

熱分解により次の物が生成されるおそれあり：炭素酸化物および窒素酸化物。塩素

## セクション 11 : 毒性資料

### 11.1. Regulation (Ec) No 1272/2008 に定義された危険分類についての資料

可能性のある暴露経路	: 皮膚接触、眼接触、経口摂取
急性毒性（経口投与）	: 分類なし（有効データに基づく、分類基準に合致せず）
急性毒性（皮膚）	: 分類なし（有効データに基づく、分類基準に合致せず）
急性毒性（吸入）	: 分類なし（有効データに基づく、分類基準に合致せず）

塩化アンモニウム (12125-02-9)	
LD50 経口投与 ラット	1650 mg/kg
LD50 経口投与	1410 mg/kg
LD50 経皮投与 ラット	> 2000 mg/kg (死亡なし)

皮膚腐食/炎症 : 分類なし（有効データに基づく、分類基準に合致せず）  
pH:3,0-4,1

眼の損傷/炎症 : 重篤な眼の炎症を引き起こす。  
pH:3,0-4,1

呼吸器感作または皮膚感作 : 分類なし（有効データに基づく、分類基準に合致せず）

生殖細胞変異原性 : 分類なし（有効データに基づく、分類基準に合致せず）

発がん性 : 分類なし（有効データに基づく、分類基準に合致せず）

生殖毒性 : 分類なし（有効データに基づく、分類基準に合致せず）

特定標的臓器毒性（単回ばく露） : 分類なし（有効データに基づく、分類基準に合致せず）

特定標的臓器毒性（反復ばく露） : 分類なし（有効データに基づく、分類基準に合致せず）

誤えん有害性 : 分類なし（有効データに基づく、分類基準に合致せず）

吸入してしまった場合の症状/被害 : 長期間にわたる暴露は炎症を起こす恐れあり。

皮膚接触した場合の症状/被害 : 長時間の暴露は皮膚の炎症を起こす恐れあり。

眼に接触した場合の症状/被害 : 接触した場合、赤みを伴う重度の炎症および結膜の腫れを引き起こす恐れがあり。

経口摂取してしまった場合の症状/被害 : 経口摂取してしまった場合、副作用が起こるおそれあり。

慢性的症状 : 通常の使用で慢性的な症状が生じることはありません。

## 69% RH

### 安全データシート

Regulation (EC) No. 1907/2006 (REACH)、その改定版Regulation (EU) 2020/878 に準拠する

#### 11.2. 他の危険に関する資料

有効なデータに基づき、下記に記載されていない本物質/本混合物の物質は、Regulation (EU) No 2017/210、および/またはRegulation (EU)

2018/605に定められた基準に合致しないために人体にかかわる内分泌攪乱物質を有さず、またこれらの物質は開示する必要がないものとする。

### セクション 12：生態学的情報

#### 12.1. 毒性

水域環境への危険、短期（急性）：分類なし（有効データに基づく、分類基準に合致せず）

水域環境への危険、長期（慢性）：分類なし（有効データに基づく、分類基準に合致せず）

塩化アンモニウム (12125-02-9)	
EC50 - 甲殻類 [1]	161 mg/l
LC50 - 魚類 [1]	42,91 mg/l (暴露時間: 96 時間 - 種類: ニジマス)

#### 12.2. 難分解性と分解性

69% RH	
難分解性と分解性	生分解可能であると予想

#### 12.3. 生体内蓄積能

69% RH	
生体内蓄積能	生体内蓄積は予測されていない。

#### 12.4. 土壌での移動性

69% RH	
環境 - 土壌	水にさらすと浸出する

#### 12.5. PBT および vPvB 評価の結果

REACH 附属書 XVIIIに基づき評価した結果、PBT/vPvB 物質  $\geq 0.1\%$  を含まない。

#### 12.6. 内分泌攪乱物質

有効なデータに基づき、下記に記載された本物質/本混合物の物質は、Regulation (EU) No 2017/2100、および/またはRegulation (EU)

2018/605に定められた基準に合致しないために非標的生物にかかわる内分泌攪乱物質を有さない。またこれらの物質は開示する必要がないものとする。

#### 12.7. 他の悪影響

他の悪影響：知見なし

その他情報：環境への投棄は行わないでください。

### セクション 13：廃棄に関する考慮事項

#### 13.1. 廃棄物処理方法

地域の規則（廃棄物）：公的規制に従って廃棄を行うこと。

廃棄物処理方法：地域の規制に従い、埋め立てまたは焼却すること。

下水処理について：廃棄物を下水に廃棄してはならない。

製品/梱包材の廃棄について：内容物/容器の廃棄に関しては、地域、都道府県や国、国際的な規制に従って廃棄すること。

追加情報：排水口に流してはならない、本物質およびその容器は安全な方法で廃棄すること。

生態学 - 廃棄物：環境への投棄は行わないでください。

### セクション 14：配送について

ここに記載している配送の説明に関しては、SDS作成時の一定の前提条件に従って作成されているため、SDS取得時には知られていなかった可能性のある変数によって変わることが在り得るものである。

ADR / RID / IMDG / IATA / ADN に準拠する。

14.1. 国連番号（UN Number）もしくはID番号	
配送に対する規制なし	
14.2. 国連正式品名	
配送に対する規制なし	
14.3. 配送危険クラス（Es）	
配送に対する規制なし	

# 69% RH

## 安全データシート

Regulation (EC) No. 1907/2006 (REACH)、その改定版Regulation (EU) 2020/878 に準拠する

### 14.4. 梱包グループ

配送に対する規制なし

### 14.5. 環境危険

配送に対する規制なし

### 14.6. ユーザに対する特別な予防措置

追加情報なし

### 14.7. IMO規則によるバルク海上輸送

該当なし

## セクション 15 : 規制情報

### 15.1. 物質または混合物に対する安全、健康、および環境についての規制/分野特定の法制

#### 15.1.1. EU規則

##### 15.1.1.1. REACH 附属書XVII 情報

REACH Regulation (EC) No 1907/2006の附属書 XVIIによる次の制限が適用されます :

Regulation (EC) No 1272/2008 の附属書IIに規定されている危険物クラスまたはカテゴリーの基準を 満たす物質または混合物: 危険物クラス 3.1から3.6、3.7 生殖機能および受精率、または発達に対する副作用、3.8 催眠効果以外の作用、3.9、3.10	69%
---	-----

##### 15.1.1.2. REACH 候補リスト情報

REACH 候補リストにある物質は含んでいません。

##### 15.1.1.3. POP (2019/1021) - 残留性有機汚染物質情報

欧州議会および2019年6月20日の残留性有機汚染物質評議会による Regulation (EU) No 2019/1021にある物質を含んでいません。

##### 15.1.1.4. PIC規制 EU(649/2012) - 有害な化学物の輸出入に関する情報

欧州議会および2012年7月4日の有害な化学物質の輸出入に関する評議会による Regulation (EU) No 649/2012にある物質を含んでいません。

##### 15.1.1.5. REACH 附属書XIV 情報

REACH 附属書XIV 物質を含まない

##### 15.1.1.6. オゾン層破壊物質 (1005/2009) 情報

追加情報なし

##### 15.1.1.7. ECインベントリー情報

###### 塩化アンモニウム (12125-02-9)

EECインベントリーリスト EINECS (欧州既存商業化学物質インベントリー) に記載。

##### 15.1.1.8. その他情報

追加情報なし

#### 15.1.2. 国家規制

追加情報なし

#### 15.1.3. インターナショナルインベントリーリスト

###### 塩化アンモニウム (12125-02-9)

米国 TSCA (有害物質規制法) に記載 - ステータス : アクティブ  
カナダ DSL (国内物質リスト) に記載  
カナダ IDL (成分開示リスト) に記載  
オーストラリア工業化学品導入機構 (AICIS インベントリー) に記載  
PICCS (フィリピン化学品・化学物質リスト) に記載  
日本 ENCS (化学物質審査規制法) インベントリーに記載  
KECL/KECI (韓国既存化学物質インベントリー) に記載  
IECSC (中国の現有化学物質名録) に記載  
NZIoC (ニュージーランド化学物質リスト) に記載  
日本 ISHL (労働安全衛生法) に記載  
INSQ (メキシコ化学物質リスト) に記載  
TCSI (台湾化学物質インベントリー) に記載  
NCI (ベトナム - 化学物質インベントリー) に記載

### 15.2. 化学物質安全性評価

化学物質安全性評価は実施されていません

## セクション 16 : その他情報

# 69% RH

## 安全データシート

Regulation (EC) No. 1907/2006 (REACH)、その改定版Regulation (EU) 2020/878 に準拠する

**作成日または最新改定日** : 08/04/2022  
**データソース** : 本安全データシートで使用された、および入手した情報は、参加者データベース、公的な政府規制機関のウェブサイト、製品/原料製造者またはサプライヤー固有情報、そして/またはGHSもしくはGHSがその後採用した物質固有データおよび分類を含むリソースから入手したものである。

**その他情報** : Regulation (EC) No. 1907/2006 (REACH)、その改定版Regulation (EU) 2020/878 に準拠する

### H- および EUH-ステートメントの全文:

急性毒性4 (Oral)	急性毒性 (経口)、カテゴリー4
眼の刺激2	重篤な眼の損傷/眼の炎症、カテゴリー2
H302	吸入すると有害。
H319	重篤な眼の炎症を引き起こす。

### Regulation (EC) 1272/2008 [CLP] に準拠した分類手順により、混合物を分類:

眼の刺激2	計算方法
-------	------

## 表示の変更

追加情報なし

## 略語および頭字語

ACGIH - 米国産業衛生専門家会議 (American Conference of Governmental Industrial Hygienists)  
ADN - 内陸水路による危険物品の国際輸送に関する欧州協定 (European Agreement Concerning the International Carriage of Dangerous Goods by Inland Waterways)  
ADR - 陸路による危険物品の国際輸送に関する欧州協定 (European Agreement Concerning the International Carriage of Dangerous Goods by Road)  
ATE - 急性毒性推定値 (Acute Toxicity Estimate)  
BCF - 生物濃縮係数 (Bioconcentration Factor)  
BEI - 生物学的暴露指標 (Biological Exposure Indices)  
BOD - 生化学的酸素要求量 (Biochemical Oxygen Demand)  
CAS No. - Chemical Abstracts Service 番号  
CLP - 物質および混合物の分類、ラベル、包装に関する規則 (EC) No 1272/2008  
COD - 化学的酸素要求量 (Chemical Oxygen Demand)  
EC - 欧州共同体  
EC50 - 半数影響濃度 (Median Effective Concentration)  
EEC - 欧州経済共同体 (European Economic Community)  
EINECS - 欧州既存商業化学物質インベントリ (European Inventory of Existing Commercial Chemical Substances)  
EmS-No.(火災) - IMDG Emergency Schedule Fire 国際海上危険物規則  
EmS-No. (漏洩) - IMDG (国際海上危険物規則) 漏洩時緊急措置  
EU - 欧州連合  
ErC50 - 削減成長率 (Reduction Growth Rate) に関するEC50 (半数効果濃度)  
GHS - 化学品の分類および表示に関する世界調和システム (Globally Harmonized System of Classification and Labeling of Chemicals)  
IARC - 国際がん研究機関 (International Agency for Research on Cancer)  
IATA - 国際航空運送協会 (International Air Transport Association)  
IBC Code - 国際バルクケミカルコード (International Bulk Chemical Code)  
IMDG - 国際海上危険物規定 (International Maritime Dangerous Goods)  
IPRV - Ilgalaikio Poveikio Ribinis Dydis  
IOELV - 職業暴露限度指針値 (Indicative Occupational Exposure Limit Value)  
LC50 - 半数致死濃度 (Median Lethal Concentration)  
LD50 - 半数致死量 (Median Lethal Dose)  
LOAEL - 最小毒性量 (Lowest Observed Adverse Effect Level)  
LOEC - 最小影響濃度 (Lowest-Observed-Effect Concentration)  
Log Koc - 土壌有機炭素-水分係数 (Soil Organic Carbon-water Partitioning Coefficient)  
Log Kow - オクタノール/水分係数 (Octanol/water Partition Coefficient)  
Log Pow -  
2つの主な非混和性溶媒 (この場合オクタノールと水) から成る二層系に存在する溶解物質の平衡濃度の比率 (Ratio of the equilibrium concentration) (C)  
MAK - 最大職場濃度 (Maximum Workplace Concentration) /許容暴露限度 (Maximum Permissible Concentration)  
MARPOL - 船舶による汚染の防止のための国際条約 (International Convention for the Prevention of Pollution)  
NDS - Najwyższe Dopuszczalne Stezenie  
NDSch - Najwyższe Dopuszczalne Stezenie Chwilowe  
NDSP - Najwyższe Dopuszczalne Stezenie Pulapowe  
NOAEL - 無毒性量 (No-Observed Adverse Effect Level)  
NOEC - 無影響濃度 (No-Observed Effect Concentration)  
NRD - Nevirsytinas Ribinis Dydis  
NTP - 米国・国家毒性プログラム (National Toxicology Program)  
OEL - 職業暴露限界 (Occupational Exposure Limits)  
PBT - 難分解性、生物蓄積性及び有毒性 (Persistent, Bioaccumulative and Toxic)  
PEL - 許容暴露限界 (Permissible Exposure Limit)  
pH - 水素イオン指数 (Potential Hydrogen)  
REACH - 化学物質の登録、評価、認可、制限に関する規則 (Registration, Evaluation, Authorisation, and Restriction of Chemicals)  
RID - 欧州 危険物国際鉄道輸送規則 (Regulations Concerning the International Carriage of Dangerous Goods by Rail)  
SADT - 自己加速分解温度 (Self Accelerating Decomposition Temperature)  
SDS - 安全データシート (Safety Data Sheet)  
STEL - 短時間暴露限界値 (Short Term Exposure Limit)  
STOT - 特定標的臓器毒性 (Specific Target Organ Toxicity)  
TA-Luft - Technische Anleitung zur Reinhaltung der Luft  
TEL TRK - Technical Guidance Concentrations  
ThOD - 理論酸素要求量 (Theoretical Oxygen Demand)  
TLM - 半数致死濃度 (Median Tolerance Limit)  
TLV - 許容濃度 (Threshold Limit Value)  
TPRD - Trumplaikio Poveikio Ribinis Dydis  
TRGS 510 - Technische Regel für Gefahrstoffe 510 - Lagerung von Gefahrstoffen in ortsbeweglichen Behältern  
TRGS 552 - Technische Regeln für Gefahrstoffe - N-Nitrosamine  
TRGS 900 - Technische Regel für Gefahrstoffe 900 - Arbeitsplatzgrenzwerte  
TRGS 903 - Technische Regel für Gefahrstoffe 903 - Biologische Grenzwerte  
TSCA - 有害物質規制法 (Toxic Substances Control Act)



# 69% RH

## 安全データシート

Regulation (EC) No. 1907/2006 (REACH)、その改定版 Regulation (EU) 2020/878 に準拠する

TWA - 時間加重平均値 (Time Weighted Average)  
VOC - 揮発性有機化合物 (Volatile Organic Compounds)  
VLA-EC - Valor Límite Ambiental Exposición de Corta Duración  
VLA-ED - Valor Límite Ambiental Exposición Diaria  
VLE - Valeur Limite D'exposition  
VME - Valeur Limite De Moyenne Exposition  
vPvB - 極難分解性及び高生物蓄積性 (Very Persistent and Very Bioaccumulative)  
WEL - 職場暴露限界 (Workplace Exposure Limit)  
WGK - Wassergefährdungsklasse

### 限界値の法的根拠\*

\*以下に記載された内容、および関連する規則/規定とその後の改定を含むものとする。

**EU - 2019/1831 EU、98/24/EC に準拠** - 指令 2019/1831/EU

(2019年10月24日)において、理事会指令98/24/ECに準拠した職業暴露限度指針値を示す5つ目のリストを設定、および委員会指令2000/39/ECを改定。

**EU - 2019/1243/EU および 98/24/EC** - 理事会指令 98/24/EC

職場で、化学物質にさらされるリスクからの労働者の健康安全保護に関する指令、および改正規定 (EU) 2019/1243。

**Austria - BGBl. II Nr. 254/2018** - 2003年に連邦経済労働省より発表された

作業場での物質および発がん物質に対する限界値に関する条例附属書

1:物質リスト、以下を通じて出版: オーストラリア共和国経済労働省が官報 II (BGBl. II) No

119/2004) & BGBl. II No. 242/2006, BGBl. II No. 243/2007を通じて出版。BGBl. I Nr. 51/2011),

BGBl. II Nr. 186/2015, BGBl. II Nr. 288/2017 BGBl. IIにより改定。II Nr. 254/2018 にて最終改定。

**オーストリア - BLV BGBl. II Nr. 254/2018** - オーストリア労働・社会政策省の BGBl. II Nr.

224/2007 介して発表された職場での健康管理令2008、最終改定 BGBl. II Nr. 254/2018。

**ベルギー - Royal Decree 21/01/2020** - 職場福利基準の Book VI

にある化学薬品に関する国王令改定タイトル 1

、化学薬品に対する暴露限界値のリストに関して、およびタイトル2、職場福利基準の

Book VI にあるがん原性物質、変異原性物質、生殖毒性物質に関して。

**ブルガリア - Reg. No. 13/10** -

2003年12月30日のRegulation No.13における

労働法での化学薬品に対する暴露への危険からの労働者保護について、Annex No.1

労働環境内の空気中化学薬品限界値、および Annex No.2

化学薬品およびその代謝産物(暴露のバイオマーカー)または影響のバイオマーカーの生

物学的限界値、以下で改定: 71/2006, 67/2007, 2/2012, 46/2015, 73/2018,

5/2020)、および2003年9月26日のRegulation No.10

における職場でがん原性物質又は変異原性物質にさらされるリスクからの労働者の保護に

関する Annex No.1 職業暴露限度指針値、改定: 8/2004, 46/2015, 5/2020

**クロアチア - OG No. 91/2018** -

職場における有害な化学品にさらされる労働者の保護、生物学的限界値および職業上のば

く露限界値に関する規定。官報 No.91 (2018年10月12日)

**キプロス - KDP 16/2019** - キプロス政府閣僚評議会規定 268/2001 -

職場環境における健康安全 (化学薬品) Article 38、規定16/2019

にて改定、および閣僚評議会規定 153/2001 - 職場環境における健康安全 (化学薬品-

発がん物質)、規定 493/2004 にて改定 - 職場環境における健康安全 (化学薬品-

発がん物質) および法令 47(I) 2000 -

職場環境における健康安全 (アスベスト)、法令316/2006により改定。

**チェコ共和国 - Reg. 41/2020** - Regulation 41/2020 改定規定 361/2007 of Coll.

改定通り職業上の暴露限界を設定。

**チェコ共和国 - 法令 No. 107/2013** - 法令 No. 107/2013 Coll., 改定法令 No. 432/2003 Coll.

、作業のカテゴリー化を適用するための条件、生物学的暴露試験のパラメータについての

限界値、生物学的暴露試験の実行に関しての生物学的物質状態の収集、およびアスベスト

と生物学的物質にさらされた作業の報告要件を策定している。

**デンマーク - BEK No. 698 of 28/05/2020** - Order on Limit Values for Substances and

Materials (物質および材料に対する限界値に関する法令)、先取特権 No. 507

(2011年5月17日)、Appendix 1 - 空気汚染に限定、etc. および Appendix 3 - 生物学的暴露指標、

次により改定: No. 986 (2012年10月11日)、No. 655 (2018年5月31日)、No. 1458

(2019年12月13日)、No. 698 (2020年5月28日)

**エストニア - Regulation No.105** -

化学薬品に対する職業暴露値を含む危険化学物質および危険物の使用に関する健康安全規

制

共和国政府、Regulation No.

105 (2001年3月20日)、2019年10月17日および2020年1月17日に改定。

**フィンランド - HTP-ARVOT 2020** - 危険とされる濃度、654/2020 OEL 値、2020年に社会保健省

2020:24 Annexes1、2 および 3で発表。

**フランス - INRS ED 984** - Occupational Exposure Limit Values to Chemical

**ギリシア - PWHSE** - 職場暴露限界 -

勤務日に特定の化学薬品への暴露から労働者の健康

安全を保護 (最終改定

82/2018)、および職場暴露限界 -

がん原性物質又は変異原性物質にさらされるリス

クからの労働者の保護 (最終改定

26/2020)、および大統領命令 212/2006 -

アスベストにさらされるリスクからの労働者の保

護

**ハンガリー - 法令 05/2020** - 5/2020. (II. 6.) ITM

化学薬品にさらされるリスクから労働者の健康安

全を保護することに関しての法令。

**アイルランド - 2020 COP** - 2020

化学薬品規定に関する実施規定、Schedule 1

**イタリア - 法令 81** - Title IX, Annex XLIII および

XXXVIII, 職業上の暴露限界、および Annex XXXIX

義務的な生物学的限界値および健康管理、2007年8

月3日の Article 1, Law 123、2008年4月9日の政令

81、最終改定: 2020年1月

**イタリア - IMDFN1** - 1999年8月20日の省令 Final Note

(1)

**ラトビア - Reg. No. 325** - 閣僚評議会規定 No. 325 -

職場で化学物質と接触した時の労働者保護要件、

閣僚評議会規定 No. 92, 163, 407 および No. 11

により改定。

**リトアニア - HN 23:2011** - リトアニア衛生基準 HN

23:2011 職場暴露限界値、指令 V-695/A1-

272にて改定。

**ルクセンブルグ - A-N 684** -

2018年7月20日の大公国法において改定された

職場での化学薬品にかかわる危険に対する労働者

の健康安全の保護に関する2016年11月14日の大公

国法。ルクセンブルグ大公国法官報、2018年のA-

N°684。

**マルタ - MOSHAA Ch. 424** - マルタ労働安全衛生法:

Chapter 424、次により改定された通り:

法的通知書 353, 53, 198, および 57。

**オランダ - OWCRVL** -

労働安全衛生、健康に有害な物質に対する限界値

、Annex XVIII, 2020年8月1日より更新。

**ノルウェー - FOR-2020-04-060695** -

職場環境上での物理的および化学薬品および分類

された生物学的薬剤に対する対応と限界値に關す

る規定、FOR-2011-12-06-1358、以下により更新:

FOR-2020-04-06-695, FOR-2020-03-23-402, FOR-2018-

12-20-2186, FOR-2018-08-21-1255, FOR-2017-12-20-

2353.

**ポーランド - Dz. U. 2020 Nr. 61** -

家族・労働・社会政策省の規定による2018年6月12

日の職場における最大許容濃度および健康に有害

な要素集約度 Dz.U. 2018 Nr. 1286

(2018年6月12日)、Annex 1 -

最大許容化学濃度値のリスト、および職場環境で

健康に有害な塵などの要因、次により改定: Dz. U.

# 69% RH

## 安全データシート

Regulation (EC) No. 1907/2006 (REACH)、その改定版Regulation (EU) 2020/878 に準拠する

Agents（化学薬品に対する暴露限界値）は、フランスで 2016年に INRS 国立労働安全衛生研究所（National Institute of Research and Safety Health and safety of work）より出版、以下により改定、更新：法令 2016-344, JORF No 0119, および法令 2019-1487.

**フランス - 法令 2009-1570** - 2009年12月15日の法令 2009-1570、職場での化学物質のリスクコントロールに関連あり。

**ドイツ - TRGS 900** - 職場暴露限界、危険物質に関する技術規制、最新改定は2020年3月。

**ドイツ - TRGS 903** - 生物学的限界値 (BGW-Values)、

危険物質に関する技術規制、最新改定は2020年3月。

**ジブラルタル - LN. 2018/131** - 工場（職場での化学薬品の管理） Regulations 2003 LN. 2003/035, 次により改定 LN. 2008/035, LN. 2008/050, LN. 2012/021, LN. 2015/143, LN. 2018/181.

2020 Nr. 61.

**ポルトガル - Portuguese Norm NP 1796:2014** - 職場暴露限界値および化学薬品に対する生物学的暴露指数Table 1 -

職場暴露限界値および化学薬品に対する生物学的暴露指数 (OEL)、法令 35/2020.

**ルーマニア - Gov. Dec. No 1.218** -

化学薬品にさらされる危険からの労働者保護に関する健康安全最低要件についての政府決定事項 1.218 (06/09/2006)、Annex No

1. 化学薬品に対する国家強制職場暴露限界値。決定事項 no. 157, 584, 359, および 1 により改定。

**スロバキア - Gov. Decree 33/2018** -

スロバキア共和国政令 33/2018

(2018年1月17日)、化学薬品を取り扱う労働者の健康の保護についてのスロバキア共和国政令 355/2006 を改定。

**スロバキア - No. 79/19** -

がん原性物質又は変異原性物質にさらされるリスクからの労働者の保護に関する規定Annex III - 職業上被ばくに対するがん原性物質又は変異原性物質の分類と束縛準位。スロバキア共和国官報 No. 101/2005。38/15, 79/19により改定。

職場で化学薬品にさらされるリスクからの労働者の保護に関する規定スロバキア共和国 No. 100/2001. Annex I -

拘束力のある職業上のばく露限界値のリスト。39/0 5,53/07,102/10,38/15,78/18,78/19 により改定。

**スペイン - AFS 2018:1** - 国立労働安全衛生研究所スペインにおける化学薬品に対する職業上のばく露限界値。Tables 1 および 3。最終改定 2019年2月。

**スウェーデン - AFS 2018:1** -

スウェーデン国家安全衛生評議会法令集 AFS 2018:1

スウェーデン国家安全衛生評議会の衛生的限界値に対する条例と一般指針。

**スイス - OLVSNAIF** - 職業上限値 2020年

スイス国民保険基金。生物学的限界値 (BAT-Werte) のリスト、およびMAK値のリスト。

EU GHS SDS (2020/878)

この情報は、現時点での弊社の知識に基づいており、健康安全および環境要件のみの観点から製品を説明することを意図したものである。ついては、この製品の特性を保障するために解釈してはならない。